

SpiderPlus & Co.

第 25 期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2024 年 3 月 26 日 (火曜日)
午前 10 時 (受付開始 午前 9 時 30 分)

開催場所 一般財団法人機械振興協会
機械振興会館 B 2 階ホール
東京都港区芝公園三丁目 5 番 8 号

決議事項 第 1 号議案 定款一部変更の件
第 2 号議案 取締役 7 名選任の件
第 3 号議案 監査役 3 名選任の件

スパイダープラス株式会社

証券コード

4192

“働く”にもっと「楽しい」を創造する。

お客様の課題を解決していく喜びや楽しさを通じて仕事にもっと夢中になれる世の中をつくり続けます。私たちは、“働く”を心底楽しいと思えることが最も生産性を向上させると信じています。「楽しい」を創造していくことが、私たちの壮大なるミッションです。

Identity

&Co. = 共に

「共に～する」という意味の英語として、Companyという表現方法が使われることがあります。数多くの有名企業でも使われている&Companyや&Co.には、会社という意味のCompanyではなく、仲間・連れ・一団・一隊などの意味があり、「～とその仲間たち」という意味になります。

さらに、「仲間」という言葉には、ある物事を一緒になってする者という意味があります。まさに業界の新しいカタチをパートナーと一緒に共創していくSpiderPlus & Co.の姿勢そのものといえます。



株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社が2021年3月に東京証券取引所に上場してから3回目の定時株主総会となりました。

上場して以来、株主の皆様を始めとして資本市場の皆様には多くのご指導を賜っており、改めて感謝申し上げます。

皆様もご存知のように、本年4月からは、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（以下、「働き方改革関連法」といいます。）」が5年間の猶予期間を経て、建設業にも適用されます。

働き方改革関連法の適用開始によって、残業時間の上限規制が設けられ、長時間労働が常態化している建設業界は生産性向上が必須となってまいります。

そんな市場環境のもと、2023年12月期は働き方改革関連法への対応としてIT活用を検討する全国の建設会社様からの問い合わせと導入が増加しました。また、建設業界のみでなく、プラント業界への展開本格化や、ベトナム子会社設立決定など、事業領域を広げる様々な意思決定を行った1年でもありました。

初の海外子会社設立の地であるベトナムには私もたびたび訪れていますが、大都市やその郊外を含む地域の建設需要の高さには目をみはるものがあり、1年前に撮った写真とは街並みが変わっていることも珍しくないほどです。日本国内で10年以上にわたって培った建設DXの知見を、エネルギーに溢れたベトナムの人たちと共有するのがとても楽しみでなりません。

建設DXのリーディング・カンパニーであり、「人とテクノロジーが掛け合わされた未来の建設現場をつくる」と掲げる当社にとっては、働き方改革関連法の適用開始、初の海外子会社を設立する2024年は天王山の1年になると考えております。

社員一同、お客様のさらなる生産性向上に向き合っておりますので、株主の皆様におかれましても一層のご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



代表取締役社長
伊藤 謙白

証券コード4192
2024年3月11日
(電子提供措置の開始日 2024年3月4日)

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門二丁目2番1号
スパイダープラス株式会社
代表取締役社長 伊 藤 謙 自

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第25期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://spiderplus.co.jp/ir/library/>

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をと
っております。以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスのうえ、「銘柄名
(会社名)」に「スパイダープラス」または「コード」に「4192」(半角)を入力・検索し、「基本
情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権を行使いただくことが
できますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、6頁の
「議決権行使についてのご案内」に従って、2024年3月25日(月曜日)午後6時までに議決権をご
行使くださいますようお願い申し上げます。

また、当日はご自宅でも株主総会の模様をご覧いただけるよう「Zoomウェビナー」を通じて
視聴のみのオンライン参加ができるようにいたします。

敬 具

記

1. 開催日時 2024年3月26日(火曜日)午前10時
2. 開催場所 東京都港区芝公園三丁目5番8号
一般財団法人機械振興協会
機械振興会館B2階ホール
3. 目的事項
報告事項 第25期(2023年1月1日から2023年12月31日まで)事業報告及び計
算書類の内容報告の件
- 決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

- ◎法令及び当社定款第17条に基づき、電子提供措置事項から個別注記表を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の頁番号、項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。なお、個別注記表は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎当日は「Zoomウェビナー」を通じたオンライン配信のための撮影を行います。前方の議長席及び役員席を中心に撮影を行い、ご来場の株主様の容姿が撮影されないように配慮いたしますが、会場の都合等により撮影されてしまう場合がございますので、予めご了承のほどお願い申し上げます。

<オンライン参加の方法>

本総会へのオンライン参加は、「Zoomウェビナー」を通してお願いいたします。参加手の詳細につきましては、本招集ご通知に同封の「当社第25期定時株主総会 オンライン配信のご案内」をご参照くださいますよう、お願い申し上げます。

本総会へのオンライン参加においては、会社法上株主総会への出席とは認められておりません。したがって質問や動議提出、動議採決を行うことができませんので、あらかじめご了承ください。議決権は、6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、書面又はインターネットにより事前に行役していただきますようお願い申し上げます。また、動議をご提出される可能性のある株主様は、株主総会会場へご来場のうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2024年3月26日(火曜日)午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、以下期限までに到着するようにご送付ください。

行使期限 2024年3月25日(月曜日)午後6時



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年3月25日(月曜日)午後6時



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

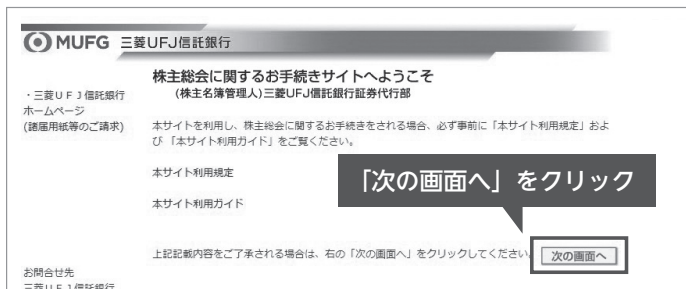
※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内

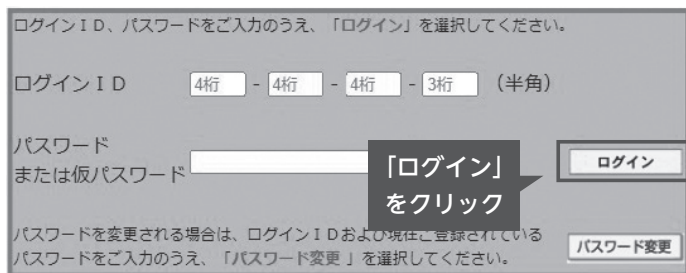


インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



! ご注意事項

- インターネットによる議決権行使が複数回なされた場合は、最後のものを有効な議決権行使といたします。
- 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主の皆様のご負担となります。

議決権行使サイトの操作方法に関する
お問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するために定款第2条(目的)に所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~12. (条文省略) (新設) (新設) (新設) (新設) 13.前各号に附帯する一切の業務	(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.~12. (現行どおり) <u>13.ビジネスプロセスアウトソーシング及びビジネス プロセスサポートに関する業務</u> <u>14.収納代行業、集金代行業及び支払代行業</u> <u>15.労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u> <u>16.前各号に関するコンサルティング業務</u> <u>17.前各号に附帯する一切の業務</u>

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役2名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者につきましては、指名報酬諮問委員会からの答申を踏まえて決定しております。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1 い どう けん じ
伊藤 謙白 (1973年8月4日生)

再任

■所有する当社の株式の数 18,781,800株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1992年4月	株式会社昭和コーポレーション入社	2000年2月	有限会社ケイ・ファクトリー(現スパイダープラス株式会社)設立 代表取締役社長(現任)
1995年7月	第一保温工業株式会社入社	2005年9月	株式会社9th設立 代表取締役
1996年10月	有限会社橋本保温工業(現有限会社日本エコライン)入社	2010年9月	株式会社ヴェイシス設立 代表取締役
1997年9月	伊藤工業創業		

■取締役候補者とする理由

伊藤謙白氏は、長年にわたる建設業界での営業経験や会社経営に関する知識を有しております。また、当社創業から代表取締役として指揮を執り、業績向上や東京証券取引所への上場など、当社の企業価値向上に対して多大な功績をあげてまいりました。同氏の有する建設業界及び経営に関する豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

すず き
鈴木まさ と
雅人

(1978年4月2日生)

再任

■所有する当社の株式の数

386,600株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

1997年4月	リコーテクノシステムズ株式会社(現リコー ジャパン株式会社)入社	2017年3月	当社取締役
1999年5月	近畿設備株式会社入社	2020年9月	当社取締役CB室室長
2001年5月	株式会社アイデアル入社	2022年4月	当社取締役執行役員CB室長
2005年8月	株式会社ワークスタジオ入社	2023年3月	当社取締役執行役員COO CB室長
2008年4月	株式会社ドラフト入社	2024年1月	当社取締役執行役員COO
2010年12月	当社入社		コーポレートデザイン室長(現任)

■取締役候補者とする理由

鈴木雅人氏は、建設業界に関する経験及び知見を有しており、当社入社以来、営業、人事、採用、組織開発などの様々な職務を経験した後、現在はコーポレートデザイン室長として全社の人事、ブランディング活動及びサステナビリティ推進を統括しております。同氏の有する建設業界及び当社事業における幅広い見識は、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

ふじ わら
藤原ゆたか
悠

(1985年12月20日生)

再任

■所有する当社の株式の数

15,000株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年12月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任 監査法人)入所	2022年3月	当社取締役管理本部本部長
2015年8月	デロイトトーマツファイナンシャルアドバイ ザリー合同会社入社	2022年4月	当社取締役執行役員CFO コーポレート本部長
2017年6月	マクサス・コーポレートアドバイザリー株式 会社入社	2023年1月	当社取締役執行役員CFO 経営企画室長
2019年5月	株式会社サーキュレーション入社	2023年9月	当社取締役執行役員CFO 経営企画室長兼コーポレート本部長
2021年4月	当社入社		
2021年9月	当社管理本部本部長	2024年1月	当社取締役執行役員CFO 経営管理グループ長(現任)

■取締役候補者とする理由

藤原悠氏は、公認会計士の資格及び多数のM&A経験を有し、当社のコーポレート部門及び経営企画部門を統括しております。同氏の有する幅広い専門知識と経験は、当社の経営全般に対する管理・監督を期待できるものであり、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4

ふじ た
藤田

とも ゆき

智之 (1981年3月18日生)

再任

■所有する当社の株式の数

1,354株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2003年4月 日本アイ・ビー・エム株式会社入社

2022年7月 当社執行役員 開発グループ VP○P

2017年5月 VALUENEX株式会社入社

2023年1月 当社執行役員 プロダクトグループ VP○P

2018年9月 コイネージ株式会社入社

2023年3月 当社取締役執行役員 プロダクトグループ VP○P

2021年4月 当社入社

2023年4月 当社取締役執行役員CTO
プロダクトグループ長 (現任)

■取締役候補者とする理由

藤田智之氏は、大手企業での大規模システム開発におけるプロジェクト・マネジメント業務をはじめ、多数のプロダクト開発責任者を経験し、当社のプロダクト開発を統括しております。同氏の有するプロダクト開発に関する幅広い見識と経験は、当社のプロダクト開発における管理・監督を期待できるものであり、当社の持続的な成長と企業価値の更なる向上に必要であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

よし だ
吉田

じゅん や

淳也 (1983年5月2日生)

再任

■所有する当社の株式の数

450,000株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2007年4月 株式会社ジャフコ(現ジャフコ グループ株式会社)入社

2020年2月 当社社外取締役(現任)

2021年2月 62Complex株式会社社外取締役(現任)

2021年3月 KUSABI/Wedge株式会社
代表パートナー(現任)

■重要な兼職の状況

62Complex株式会社社外取締役、KUSABI/Wedge株式会社代表パートナー

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

吉田淳也氏は、ベンチャーキャピタリストとして培われた豊富な知識および経験を有しており、当社経営における重要な事項に関して適宜助言や提言をいただいております。今後も当社の経営戦略やコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただくことを通じて株主をはじめとするステークホルダーに代わって経営陣を監督していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、4年1か月となります。

候補者番号

6

ひろ き だい ち
広木 大地 (1983年8月6日生)

新任

■所有する当社の株式の数

一株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2008年4月	株式会社ミクシィ(現株式会社MIXI)入社	2022年6月	株式会社レクター (旧レクター社と同名称の別法人) 創業 代表取締役 (現任)
2013年1月	同社執行役員サービス本部長	2022年9月	株式会社朝日新聞社 社外CTO (現任)
2016年6月	株式会社レクター (旧レクター社) 創業取締役	2022年11月	株式会社グッドパッチ 社外取締役 (現任)
2019年6月	一般社団法人日本CTO協会設立 理事 (現任)		

■重要な兼職の状況

一般社団法人日本CTO協会理事、株式会社朝日新聞社社外CTO、株式会社レクター代表取締役、株式会社グッドパッチ社外取締役

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

広木大地氏は、IT関連企業において各部門の責任者を歴任し、技術戦略や組織構築に携わるなど、豊富な実績を有しております。また、技術組織のアドバイザーとして、多数の会社の経営支援を行っております。当社の技術戦略や開発組織を中心とした経営全般に対する助言により持続的な成長と企業価値の向上を高めるとともに、取締役会の監督機能強化に貢献いただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。

7 もり りゅう た ろう
森 竜太郎 (1990年8月30日生)

新任

■所有する当社の株式の数

一株

■略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況

2013年6月	株式会社Vapes入社	2020年10月	トヨタ自動車株式会社 入社
2015年8月	一般社団法人CARTIVATOR Resource Management 理事	2022年4月	コニカミノルタ株式会社 執行役員 イノベーション推進室長 (現任)
2015年10月	インテグリティカルチャー株式会社 創業 CFO兼CMO		
2019年10月	アノン株式会社 創業 代表取締役 (現任)		

■重要な兼職の状況

アノン株式会社代表取締役、コニカミノルタ株式会社執行役員イノベーション推進室長

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

森竜太郎氏は、イノベーションマネジメントに関する豊富な知識および経験を有しております。社外の視点から、当社の事業開発を中心とした持続的な成長と企業価値の向上を高めるとともに、取締役会の監督機能強化に貢献いただくことを期待して、社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者のうち、伊藤謙自氏は、当社の経営を支配している者であります。
3. 候補者のうち、吉田淳也氏、広木大地氏、森竜太郎氏は、社外取締役の候補者であります。3氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社が定める上記の独立性基準を満たしており、当社は3氏を同取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 当社は吉田淳也氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が原案どおり選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、広木大地氏、森竜太郎氏の選任が承認された場合には、両氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は全ての役員及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者のすべての保険料を当社が負担しております。各候補者が取締役に就任または再任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号

1 こ が ひろ ゆき
古賀 博之 (1960年7月1日生)

新任

■所有する当社の株式の数

一株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1983年4月 三井物産株式会社 入社

2003年4月 同社CFO企画部企画室次長

2003年10月 Mitsui&Co.(U.S.A), Inc.
Financial Management Div.,
General Manager of Treasury Dept.
(在ニューヨーク)

2011年2月 (出向)IPM Eagle LLP, Director & CFO
(在ロンドン)

2014年7月 三井物産株式会社
基礎化学品本部事業開発部長

2017年10月 (出向)日本マイクロバイオファーマ株式会社
取締役

2019年6月 りらいあコミュニケーションズ株式会社 (現
アルティンクスリンク株式会社)
取締役CFO

■社外監査役候補者とする理由

古賀博之氏は、上場企業での取締役や、大手総合商社の国内外事業会社においてCFOをはじめとする要職を歴任した経験があり、経営管理、経理財務及び法務・コンプライアンスリスクマネジメント関連業務に関する幅広い知見と実績を有しております。その豊富な知識と経験により、独立した客観的な立場で経営全般の監督及び適正な監査をいただけると考えます。

■所有する当社の株式の数

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1996年11月	日本輸送機株式会社（現三菱ロジスネクスト株式会社）入社	2019年5月	株式会社ジグザグ社外監査役（現任）
2012年9月	長谷川ホールディングス株式会社（現HITOWAナーシングパートナー株式会社）取締役経営企画室長	2019年9月	株式会社バリューデザイン社外取締役
2014年3月	株式会社ショーケース・ティービー（現株式会社ショーケース）取締役管理本部長	2020年2月	当社社外監査役（現任）
2015年10月	株式会社アンジー社外監査役（現任）	2020年3月	CFOナレッジ株式会社代表取締役（現任）
2017年4月	株式会社ウォームライト社外取締役	2020年6月	株式会社HRBrain社外監査役（現任）
2017年4月	株式会社インクルーズ社外取締役	2020年11月	株式会社Prime Partners設立 代表取締役（現任）
2017年7月	galaxy株式会社監査役	2021年5月	株式会社ベルテックス社外取締役（現任）
2018年10月	株式会社TOKYOフロンティアファーム設立 代表取締役（現任）	2021年6月	株式会社ジーニー社外取締役（監査等委員） （現任）
2018年12月	コグニロボ株式会社監査役	2022年9月	株式会社イー・スター・クォンタム 取締役（現任）

■重要な兼職の状況

株式会社アンジー社外監査役、株式会社TOKYOフロンティアファーム代表取締役、株式会社ジグザグ社外監査役、CFOナレッジ株式会社代表取締役、株式会社HRBrain社外監査役、株式会社Prime Partners代表取締役、株式会社ベルテックス社外取締役、株式会社ジーニー社外取締役（監査等委員）、株式会社イー・スター・クォンタム取締役

■社外監査役候補者とする理由

佐々木義孝氏は、上場企業での取締役や、多数の社外監査役経験を有しております。その豊富な知識と経験により、独立した客観的な立場で経営全般の監督及び適正な監査をいただけると考えます。同氏の当社社外監査役としての在任期間は、本株主総会終了の時をもって、4年1か月となります。

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 2012年12月 検察官検事 任官
- 2020年4月 弁護士登録
弁護士法人北浜法律事務所 入所（現任）
- 2021年10月 TAKUMINOホールディングス株式会社
社外監査役（現任）
- 2023年4月 株式会社メディアハウスホールディングス
社外監査役（現任）

■重要な兼職の状況

弁護士法人北浜法律事務所弁護士、TAKUMINOホールディングス株式会社社外監査役、株式会社メディアハウスホールディングス社外監査役

■社外監査役候補者とする理由

竹田いさか氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、当社以外の企業においても社外監査役を歴任されております。同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により当社経営の妥当性・適正性を確保するための監査・監督を行うにふさわしいと判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 候補者のうち、古賀博之氏、佐々木義孝氏、竹田いさか氏は、社外監査役の候補者であります。
3. 古賀博之氏、佐々木義孝氏、竹田いさか氏は、東京証券取引所の定める社外役員の独立性基準及び当社が定める上記の独立性基準を満たしており、当社は3氏を同取引所の定める独立役員として届け出ております。
4. 当社は佐々木義孝氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。同氏が原案どおり選任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は、古賀博之氏、竹田いさか氏の選任が承認された場合には、両氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は全ての役員及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や訴訟費用等が填補されます。また、被保険者のすべての保険料を当社が負担しております。各候補者が監査役に就任または再任された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

事業報告 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「私たちは、“働く”にもっと「楽しい」を創造する。」をミッションに、建設業の現場業務をDX(デジタルトランスフォーメーション)することで、建設業界の課題解決に貢献する施工管理SaaS(注)「SPIDERPLUS」の開発・販売を主力とするICT事業を展開しております。

(注)SaaS：Software as a Serviceの略称。IDを発行されたユーザー側のコンピュータにソフトウェアをインストールするのではなく、ネットワーク経由でソフトウェアを閲覧する形態のサービス。

当社が事業を提供する建設業界は、人件費や建設資材価格の高騰、慢性的な人手不足や長時間労働が常態化している構造的な課題、2024年4月の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の上限規制の適用（いわゆる2024年問題）といった課題に直面し、経営・業務の変革が求められております。

2023年の建設業界は、大規模建設現場における工事遅延や品質問題、痛ましい事故など、業界が抱える諸課題が日本のインフラを支えるモノづくりの質に影響を及ぼしていることが顕在化した1年となりました。

そういった環境下にある建設業界は、生産性の向上に貢献するDXとDXを実現するためのSaaSの導入が業界の諸課題を解決するための重要な施策の1つとして注目され、各社のIT投資意欲は旺盛に推移しております。

このような事業環境のもと、建設業界のDXを推進し生産性の向上とコスト削減に貢献するサービスである「SPIDERPLUS」は、建設業界のIT投資需要を取り込み、ID数及び契約社数が順調に増加しました。また、各種検査オプション機能の販売などアップセルにも注力し、ARPU(ID単位の契約単価)も順調に向上しました。

当社は、2024年度までを、これら建設業界のDXニーズを獲得し市場シェアを拡大するための先行投資期間と位置づけており、戦略的なコスト投下の継続が必要であると判断しております。このような経営判断のもと、今後一定期間については黒字化よりも売上高成長率を重視していく方針としており、当事業年度は、2024年度以降の需要拡大も見据えた組織およびプロダクトづくり、顧客基盤拡大のための営業力強化や販売パートナーとの協力体制の強化に重点的に取り組んでまいりました。

その結果、「SPIDERPLUS」の2023年12月末における契約ID数は68,508(前年同期比16.7%増)、契約社数は1,841社(前年同期比20.8%増)、ARPUは4,282円(前年同月比9.6%増)と堅調に推移し、当事業年度の売上高は3,194,521千円(前年同期比28.8%増)、営業損失は442,610千円(前年同期は1,142,318千円の営業損失)、経常損失は452,714千円(前年同期は1,161,815千円の経常損失)、当期純損失は463,354千円(前年同期は1,036,610千円の当期純損失)となりました。なお、前事業年度は、2022年1月4日のエンジニアリング事業の譲渡による事業譲渡益131,586千円を特別利益に計上しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

設備投資項目	設備投資額(千円)	主な設備投資の内容
ソフトウェア開発	68,253	リニューアル版SPIDERPLUS及びWEB-IDシステムの開発
大阪営業所増床	14,782	内装工事費及び内装工事に伴う什器等の取得費

③ 資金調達の状況

当事業年度中に、当社は総額363,925千円の資金調達を実施いたしました。その内容は、新株予約権の権利行使に伴う株式の発行及び金融機関からの借入によるものであります。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第22期 (2020年12月期)	第23期 (2021年12月期)	第24期 (2022年12月期)	第25期 (2023年12月期) (当事業年度)
売 上 高 (千円)	1,973,405	2,206,940	2,479,404	3,194,521
経常利益又は経常損失(△) (千円)	106,696	△503,929	△1,161,815	△452,714
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	103,089	△511,669	△1,036,610	△463,354
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	3.58	△16.02	△30.73	△13.32
総 資 産 (千円)	905,347	5,426,315	4,794,501	4,596,788
純 資 産 (千円)	408,996	4,622,104	3,684,864	3,385,324
1株当たり純資産 (円)	14.29	138.32	108.27	96.46

(注)2020年12月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っており、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して第22期の1株当たり純資産、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

建設業界は、人手不足と働き方改革という喫緊の課題を抱えております。

厚生労働省「毎月勤労統計調査」によると、2023年の建設業の年間労働時間は、1,972時間と調査対象全産業の年間労働時間1,636時間に比べ高い水準にあり、年間出勤日数は、241日と調査対象全産業の211日に比べ多くなっております。また、建設業界における人手不足と高齢化の影響により、厚生労働省の雇用政策研究会が2019年7月にまとめた産業別就業者数によると、鉱業・建設業の就業者数は2017年の493万人から2040年には約280万人まで減少すると推計されております。

これらを背景として、DXによる業務効率化を推進する企業が増加しており、建設業界のIT投資への意欲は引き続き旺盛に推移しております。

このような経営環境において、当社が対処すべき主な課題は、以下のとおりです。

① 優秀な人材の確保と育成

当社は、更なる事業拡大と建設業界への先進技術の提供を実現していく上で、優秀な人材を継続的に雇用し、定着させることが重要であると認識しております。人的基盤を強化するために、採用体制の強化、教育・育成、研修制度及び人事評価制度の充実等の施策を進めてまいります。

② 技術力、製品力の向上

当社プロダクトにおいては、建設業界のIT化が進む中で事業機会を確実に成長につなげるためには、技術面、サービス面において一層の差別化が要求されます。技術の最新動向をキャッチアップし、効果的に反映することで技術的優位性の強化を実現してまいります。新機能や新プロダクト及び新サービスの開発にも着手し、商品企画・開発体制の強化に努めてまいります。

③ 営業力の強化

当社は、販売取次店等の販売パートナー企業との取引関係の強化によるリード(見込み客)獲得の強化を図ってまいります。また、建設DXに特化したセールス部門を国内外において構築・強化するとともに、セールス部門とカスタマーサクセス及びサポート部門との連携により、顧客ニーズを現場から吸い上げる体制をより強固にし、効率的かつ高品質なサービスを提供し、業界シェアを獲得してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は、急速な事業環境の変化に適応し、継続的な成長を維持していくために、内部管理体制の強化が重要であると認識しております。このため、事業規模や成長ステージに合わせ、バックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。また、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、社外役員の登用・監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

⑤ 認知度の向上、ブランドの確立

当社が市場での存在感を高めていくためには、一層の認知度や信頼感の向上が必要となってまいります。顧客からの信頼が得られるよう、サービスの品質向上、既存顧客の満足度の向上、展示会への出展、パブリシティ強化を通じ当社ブランドの確立及び普及に努めてまいります。

⑥ 知的財産権の保護

当社が建設DXにおいて培ってきた知的財産権は、当社の競争優位の源泉であると認識しております。また、「コーポレートガバナンス・コード」にも知的財産権の重要性が明記されるなど、その重要性は近年高まりを見せております。そのため当社は、知的財産権の保護を重要度の高い経営事項と認識し、執行役員に知的財産権に関する責任者を配置した知的財産管理体制のもと、知財戦略を策定する等、知的財産権の保護に対する取り組みを強化しております。

(5) 主要な事業内容(2023年12月31日現在)

当社は、建設DXサービス「SPIDERPLUS」を主力サービスとするICT事業の単一セグメントで事業を行っております。

(6) 主要な事業所等(2023年12月31日現在)

- ① 本 社 東京都港区
- ② 支 店 なし
- ③ 営 業 所 大阪営業所 (大阪府大阪市)
札幌営業所 (北海道札幌市)
福岡営業所 (福岡県福岡市)
名古屋営業所 (愛知県名古屋市)
仙台営業所 (宮城県仙台市)

(7) 従業員の状況(2023年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
176 (67) 名	△4名	34.3歳	2年9か月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(2023年12月31日現在)

借入先	借入残高(千円)
株式会社三井住友銀行	249,760
株式会社みずほ銀行	124,995
株式会社三菱UFJ銀行	75,010
株式会社りそな銀行	50,000

2. 会社の株式に関する事項(2023年12月31日現在)

- (1)発行可能株式総数 115,000,000株
(2)発行済株式の総数 35,090,648株(自己株式152株を除く。)
(3)株主数 7,078名
(4)大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
伊藤謙自	18,781,800	53.52
THE BANK OF NEW YORK 133652	1,795,700	5.11
株式会社CHIYOMARU STUDIO	809,900	2.30
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	785,711	2.23
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051	627,400	1.78
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505303	543,600	1.54
増田寛雄	500,000	1.42
吉田淳也	450,000	1.28
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT	425,000	1.21
住友生命保険相互会社	420,000	1.19

(注)持株比率は自己株式(152株)を控除し計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名 称	第4回新株予約権	第6回新株予約権
発 行 決 議 日	2019年11月15日	2020年2月28日
新 株 予 約 権 の 数	434個	1,432個
保 有 人 数		
当社取締役(社外役員を除く)	1名	1名
当社社外取締役(社外役員に限る)	—	1名
当 社 監 査 役	—	—
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数	普通株式43,400株(注)1 (新株予約権1個につき100株)	普通株式143,200株(注)1 (新株予約権1個につき100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	無償	無償
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額	新株予約権1個当たり16,500円 (1株当たり165円)(注)1	新株予約権1個当たり18,000円 (1株当たり180円)(注)1
権 利 行 使 期 間	自 2021年11月16日 至 2029年3月28日	自 2022年3月1日 至 2030年2月13日
新 株 予 約 権 の 主 な 行 使 条 件	(注)2	(注)2

(注)1. 2020年12月8日付で行った普通株式1株を100株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 主な行使条件は以下のとおりです。

- ① 新株予約権発行時において当社取締役又は監査役若しくは従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。
- ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 当事業年度中に使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社の代表取締役社長は、現在及び将来の当社及びその子会社・関連会社(以下「当社等」という。)の取締役(委託者とその親族を除く。)、監査役及び従業員(以下「役職員」という。)に対する長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年12月13日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月24日付で顧問社会保険労務士である安藤龍平氏を受託者として「時価発行新株予約権信託」(以下「本信託(第5回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は、本信託(第5回新株予約権)に基づき、安藤龍平氏に対して、第5回新株予約権(2019年12月23日臨時株主総会決議)を発行しております。当社新株予約権は、複合金融商品であるためストック・オプション制度には該当しないものの、将来の功績評価を基に、将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することにより、中期的な企業価値向上につながるインセンティブ付与を目的としており、ストック・オプション制度に準ずるものであります。

なお、本信託(第5回新株予約権)のうち(A01)については、当社役員・従業員・社外協力者19名(退職者含む)、(A02)については、当社役員・従業員・社外協力者28名(退職者含む)に対して交付されており、安藤龍平氏との信託契約は終了しております。

第5回新株予約権

発行決議日	2019年12月23日
新株予約権の数	15,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式1,500,000株
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき40円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり18,000円(1株当たり180円)
権利行使期間	2022年4月1日から2029年12月24日まで
行使の条件	(注)1

(注)1. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、第5回新株予約権発行要領に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書(連結損益計算書を作成した場合には連結損益計算書)に記載された売上高が、2,400百万円を超過した場合にのみ、これ以降本新株予約権を行使することができる。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役又は従業員もしくは顧問又は業務委託先等の社外協力者であることを要する。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2. 本信託(第5回新株予約権)の詳細

本信託(第5回新株予約権)の内容は以下のとおりです。

名称	単独運用・特定金外信託(新株予約権活用型インセンティブプラン)
委託者	伊藤謙自
受託者	安藤龍平
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益者確定事由の発生後一定の手続きを経て)
信託契約日(信託契約開始日)	2019年12月24日
信託の種類と新株予約権(注)	(A01)5,000個 (A02)5,000個 (A03)5,000個
信託期間満了日	(A01)(A02)(A03)本新株予約権の引き渡しと同時に受益者の受益権は消滅するものとし、本信託は目的を達成したものとして直ちに終了する。なお、新株予約権の交付対象者は以下の日に指定される。但し、営業日でないときは翌営業日とする。 (A01)当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から6か月が経過した日 (A02)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から2年が経過した日のいずれか早い日(A03)当社株式が東京証券取引所の本則市場もしくはこれに類する市場に市場変更した日から1年6か月が経過した日、又は当社株式が初めて金融商品取引所に上場した日から4年が経過した日のいずれか早い日
信託の目的	受託者による第5回新株予約権の引受け、払込みにより現時点で第5回新株予約権15,000個となっております。
受益者適格要件	本信託契約の定めに従い、信託期間満了日時点の当社又はその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員並びに顧問及び業務委託先等の社外協力者を受益者として指定された者を受益者とし、本新株予約権の分配数量を確定します。 なお、分配のための具体的な基準は、当社が別途定める新株予約権交付ガイドラインに規定されております。新株予約権交付ガイドラインとは、信託期間満了日に本新株予約権を交付する当社等の役職員の範囲と数量を決定するために当社が定めた準則であり、当社は新株予約権交付ガイドラインに従って当社の役職員の業績を評価し、社外役員が過半数以上を占める評価委員会の決定により、本新株予約権の分配を行います。

(注)本信託(第5回新株予約権)のうち(A01)については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員・従業員・社外協力者19名(退職者含む)に対して、(A02)については、信託期間満了日の到来に伴って、当社の役員・従業員・社外協力者28名(退職者含む)に対して第5回新株予約権を交付することにより既に終了しております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項(2023年12月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 謙 自	—
取 締 役	鈴木 雅 人	執行役員COO CB室長
取 締 役	川 合 弘 毅	執行役員CRO セールスグループ副本部長 兼 株式会社施工房社外監査役 兼 アーバンエックステクノロジーズ株式会社社外監査役
取 締 役	藤 原 悠	執行役員CFO 経営企画室長兼コーポレート本部長
取 締 役	藤 田 智 之	執行役員CTO プロダクトグループ長
取 締 役	吉 田 淳 也	兼 62Complex株式会社社外取締役 兼 KUSABI/Wedge株式会社代表パートナー
監 査 役	麻 生 修 平	—
監 査 役	戸 澤 晃 広	兼 第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会副委員長 兼 那須電機鉄工株式会社特別委員会委員 兼 T&K法律事務所パートナー 兼 ポノス株式会社社外監査役 兼 黒田グループ株式会社社外取締役(監査等委員)
監 査 役	佐々木 義 孝	兼 株式会社アンジー社外監査役 兼 株式会社TOKYOフロンティアファーム代表取締役 兼 株式会社ジグザグ社外監査役 兼 CFOナレッジ株式会社代表取締役 兼 株式会社HRBrain社外監査役 兼 株式会社Prime Partners代表取締役 兼 株式会社ベルテックス社外取締役 兼 株式会社ジーニー社外取締役(監査等委員) 兼 株式会社エー・スター・クワンダム取締役

- (注) 1. 取締役川合弘毅氏は、2023年12月31日付で取締役を辞任しております。
2. 取締役吉田淳也氏は、社外取締役であります。
3. 監査役戸澤晃広氏、佐々木義孝氏は、社外監査役であります。
4. 監査役麻生修平氏は、税理士として税務全般・企業会計に精通しており、その専門家としての豊富な経験と高い知見を有しております。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役である者を除く。)及び監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者として、会社法第430条の3に基づき、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。

【保険契約の内容の概要】

1. 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員(注)、社外派遣役員および退任役員(注)当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された執行役員以外の者

2. 被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

3. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務の遂行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害(法律上の損害賠償金及び訴訟費用)について填補されます。

4. 役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては填補の対象とされない旨の免責条項が付されております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(イ) 決定方針の決定の方法及び内容の概要

当社は、取締役会決議において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議

しております。その概要は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、職責、在任年数、他社水準、当社業績ならびに当社業績に対する貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

(ロ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、代表取締役社長が、当社の定める一定の基準に基づいて決定しているため、決定方針との整合性は客観的に確保されており、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

役員の報酬等については、2019年3月29日開催の第20期定時株主総会において、取締役は年額200百万円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)、監査役は年額40百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時の役員の員数は、取締役5名(うち社外取締役1名)、監査役3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長伊藤謙自がその具体的な内容について委任を受けるものとしています。その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額です。

この権限を委任した理由は、当社の業績等を俯瞰しつつ、各取締役の業績貢献度も勘案して評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、その決定において社外取締役及び監査役に諮問することとしております。

(注)2023年6月23日開催の取締役会の決議により、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬諮問委員会を2023年7月1日付で設置しております。独立社外取締役を委員長とし、取締役1名、監査役1名、独立社外取締役1名、独立社外監査役2名を委員として構成されており、取締役報酬の方針、制度、算定方式、個人別の報酬内容等について審議、答申を行います。2024年12月期以降の取締役の個人別の報酬額の決定については、株主総会の決議により承認された報酬総額の範囲内で、指名報酬諮問委員

会での審議をふまえ取締役会へ答申を行い、取締役会の決議にて決定いたします。なお、取締役会においては、指名報酬諮問委員会の答申を最大限尊重し、取締役の個人別の報酬を決定することとしております。

④ 監査役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

監査役の個人別の報酬額の決定については、株主総会で承認を受けた報酬総額の範囲内において、監査役会における監査役の協議により決定します。

(6) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給総額(基本報酬)
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	88,500千円 (6,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,400千円 (6,000千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	102,900千円 (12,000千円)

(注)当社の取締役及び監査役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	担当及び重要な兼職の状況
取締役	吉田 淳也	62Complex株式会社 KUSABI/Wedge株式会社	社外取締役 代表パートナー	当社と62Complex株式会社、KUSABI/Wedge株式会社との間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	戸澤 晃広	第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会 那須電機鉄工株式会社特別委員会 T&K法律事務所 ポノス株式会社 黒田グループ株式会社	副委員長 委員 パートナー 社外監査役 社外取締役 (監査等委員)	当社と第一東京弁護士会民事介入暴力対策委員会、那須電機鉄工株式会社特別委員会、T&K法律事務所、ポノス株式会社、株式会社黒田グループとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	佐々木 義孝	株式会社アンジー 株式会社TOKYOフロンティアファーム 株式会社ジグザグ CFOナレッジ株式会社 株式会社HRBrain 株式会社Prime Partners 株式会社ベルテックス 株式会社ジーニー 株式会社エー・スター・フォンタム	社外監査役 代表取締役 社外監査役 代表取締役 社外監査役 代表取締役 社外取締役 社外取締役 (監査等委員) 取締役	当社と株式会社アンジー、株式会社TOKYOフロンティアファーム、株式会社ジグザグ、CFOナレッジ株式会社、株式会社HRBrain、株式会社Prime Partners、株式会社ベルテックス、株式会社ジーニー、株式会社エー・スター・フォンタムとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	吉田 淳也	当事業年度に開催された取締役会18回中18回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監査役	戸澤 晃広	当事業年度に開催された取締役会18回中18回及び監査役会13回のうち13回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。
監査役	佐々木 義孝	当事業年度に開催された取締役会18回中18回及び監査役会13回のうち13回に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、議案審議等に適宜助言又は提言を行っております。

(注)上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

2023年3月29日開催の第24期定時株主総会において、新たに太陽有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったEY新日本有限責任監査法人が退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	29,505千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,505千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

- ① 処分対象
太陽有限責任監査法人
- ② 処分内容
 - ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)
 - ・ 業務改善命令(業務管理体制の改善)
 - ・ 処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関することの禁止 3ヶ月(2024年1月1日から同年3月31日まで。)
- ③ 処分理由
他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制等の概要

当社は、取締役会において、「内部統制システムの基本方針」を決議し、その基本方針に基づき、内部統制システムの整備・運用を行っております。基本方針については、経営環境の変化に応じて適宜見直すこととしております。この基本方針の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 「ValueWay」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
 - b. 法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。
 - c. 取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
 - d. 監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査規程」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
 - e. 内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
 - f. コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必須な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書(電磁的記録含む)により作成、保管、保存する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
 - b. 取締役及び監査役は、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、一貫した方針の下に効果的かつ総合的に実施する。
 - b. リスク情報等については、各部門責任者によりリスク・コンプライアンス委員会にて報告を行う。
 - c. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - b. 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
 - c. 経営目標、中期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - d. 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
 - e. 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項
 - a. 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
 - b. 監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
 - c. 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制
- a. 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - b. 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果を報告する。
 - c. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- ⑦ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- ⑧ 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なものと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や弁護士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
 - b. 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
 - c. 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会及び社内の重要な会議に出席し、業務の執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

(注)本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表(2023年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,421,974	流動負債	1,017,422
現金及び預金	2,846,178	短期借入金	250,000
売掛金	469,652	1年内返済予定の長期借入金	65,916
前払費用	96,602	未払金	188,760
その他	9,541	未払費用	78,612
固定資産	1,174,814	契約負債	42,301
有形固定資産	251,790	リース債務	2,519
建物	217,103	未払法人税等	31,910
車両運搬具	7,594	未払消費税等	99,628
工具、器具及び備品	107,856	預り金	14,272
リース資産	8,068	預り保証金	243,501
建設仮勘定	5,937	固定負債	194,041
減価償却累計額	△94,771	長期借入金	183,849
無形固定資産	684,445	リース債務	2,155
ソフトウェア	463,551	繰延税金負債	1,661
ソフトウェア仮勘定	220,894	資産除去債務	6,375
投資その他の資産	238,577	負債合計	1,211,463
敷金及び保証金	238,287	(純資産の部)	
その他	289	株主資本	3,384,799
資産合計	4,596,788	資本金	2,476,719
		資本剰余金	2,754,277
		資本準備金	2,560,193
		その他資本剰余金	194,084
		利益剰余金	△1,846,013
		その他利益剰余金	△1,846,013
		繰越利益剰余金	△1,846,013
		自己株式	△184
		新株予約権	525
		純資産合計	3,385,324
		負債・純資産合計	4,596,788

損益計算書(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		3,194,521
売上原価		1,122,852
売上総利益		2,071,668
販売費及び一般管理費		2,514,279
営業損失		442,610
営業外収益		
受取利息	30	
為替差益	107	
その他	5,307	5,445
営業外費用		
支払利息	8,468	
支払手数料	6,997	
その他	83	15,549
経常損失		452,714
特別利益		
その他	31	31
特別損失		
固定資産除売却損	0	0
税引前当期純損失		452,682
法人税、住民税及び事業税	9,497	
法人税等調整額	1,174	10,671
当期純損失		463,354

株主資本等変動計算書(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	2,394,756	2,478,231	194,084	2,672,315	△1,382,658	△1,382,658	△146	3,684,266	598	3,684,864
事業年度中の変動額										
新株の発行 (新株予約権の行使)	81,962	81,962		81,962				163,925		163,925
当期純損失(△)					△463,354	△463,354		△463,354		△463,354
自己株式の取得							△37	△37		△37
株主資本以外の項目の 事業年度の変動額合計								-	△73	△73
事業年度中の変動額合計	81,962	81,962	-	81,962	△463,354	△463,354	△37	△299,466	△73	△299,539
当期末残高	2,476,719	2,560,193	194,084	2,754,277	△1,846,013	△1,846,013	△184	3,384,799	525	3,385,324

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品	……個別法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
原材料及び貯蔵品	……先入先出法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～15年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	3～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分)	5年(社内における利用可能期間)
---------------	------------------

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主たる事業であるICT事業において、建築DXサービス「SPIDERPLUS」を提供しております。顧客との契約から生じる収益に関して、主に「SPIDERPLUS」の月額基本利用料等のサービスを継続的に提供することによるストック収益と、「SPIDERPLUS」の提供に伴って付随するスポット作業等から生じるフロー収益に区分しております。これらの区分における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

- ① ストック収益については、顧客との契約期間にわたり履行義務を充足する取引であると判断し、サービスの契約期間にわたり収益を認識しております。
- ② フロー収益については、当該スポット作業等を完了し顧客に提供することで履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足時に一時点で収益を認識しております。
なお、当社が認識した収益に係る対価は、契約条件に従い、サービス提供後概ね1か月以内に受領しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	－千円
有形固定資産	251,790千円
無形固定資産	684,445千円

無形固定資産は、ソフトウェア463,551千円、ソフトウェア仮勘定220,894千円をそれぞれ計上しております。

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した算出方法

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として事業セグメントごとに資産グルーピングを行っています。減損の兆候の判定は、資産グループを使用した営業活動から生じた損益状況や事業計画、経営環境や市場動向など当社が利用可能な情報に基づいており、兆候があると判定された資産グループは、事業計画に基づいて算定される割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定しています。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要と判断された資産グループは、帳簿価額を回収可能価額(正味売却価額又は使用価値のいずれか高い価額)まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として計上することとしています。

建設業界は、長時間労働や就業者数の減少による人手不足という深刻な課題を抱えており、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の適用による労働時間の上限規制を2024年4月に控え、建設業各社のDXニーズは今後、一層の拡大が見込まれています。

当社は、これらの需要を確実に獲得し事業成長につなげていくため、一定期間において黒字化よりも売上高成長率を重視した戦略的な先行投資を実施しております。

そのため、当事業年度及び翌事業年度の営業キャッシュ・フローがマイナスと予測されていることから、減損の兆候があると判断しましたが、減損損失の認識の判定において、事業計画に基づいて算定される割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識しておりません。

- ② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
 割引前将来キャッシュ・フローを算出するうえで用いた主要な仮定は、事業計画の売上高の基礎となる「SPIDERPLUS」のID数及びARPU(ID単位の契約単価)、並びにそれらの成長率であります。
- ③ 翌事業年度の計算書類に与える影響
 主要な仮定には見積りの不確実性を伴うため、経営環境や市場動向などの変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約及び取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	1,450,000千円
借入実行残高	250,000千円
差引額	1,200,000千円

なお、上記の貸出コミットメント契約と一部の当座貸越契約にはそれぞれ財務制限条項が付されており、当該条項に定める遵守義務に抵触した場合、同行からの請求により期限の利益を失い、直ちにこれを支払う義務を負っております。当該財務制限条項は以下のとおりです。

(1)コミットメントライン契約

極度額：500,000千円

借入実行残高：一千円

- ① 2022年3月を初回とする毎年3月、6月、9月及び12月の各月末日の貸借対照表において、純資産の部の合計金額を10億円以上に維持すること。
- ② 2022年3月を初回とする毎年3月、6月、9月及び12月の各月末日の貸借対照表において、現金及び預金並びに正常運転資金の合計金額から、有利子負債の合計金額を差し引いた金額を0円以下としないこと。

(2)当座貸越契約

極度額：500,000千円

借入実行残高：50,000千円

- ① 2023年12月期第3四半期末日を初回とし、以降各四半期末日における貸借対照表における純資産の部の金額を10億円以上に維持すること。
- ② 2023年12月期第3四半期末日を初回とし、以降各四半期の末日時点における貸借対照表上の数値を用いて、以下の計算式により算出される金額をマイナスとしないこと。
(計算式)現預金+運転資金-有利子負債

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|---|-------------|
| (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び株式数
普通株式 | 35,090,800株 |
| (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
普通株式 | 152株 |
| (3) 当事業年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数
普通株式 | 1,932,700株 |

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注) 2	599,800千円
未払事業税	6,862 //
未払事業所税	1,260 //
未払費用(フリーレント)	5,309 //
未払退職給付費用	684 //
広告宣伝費	1,355 //
減価償却超過額	3,046 //
資産除去債務	1,952 //
敷金償却否認	4,312 //
その他	1,392 //
繰延税金資産小計	<u>625,975千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) 2	<u>△599,800 //</u>
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	<u>△26,175 //</u>
評価性引当額小計(注) 1	<u>△625,975千円</u>
繰延税金資産合計	<u>-千円</u>

繰延税金負債

資産除去債務に係る除去費用	<u>△1,661千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△1,661 //</u>
差引：繰延税金負債純額	<u>△1,661千円</u>

(注)1. 評価性引当額の変動の主な理由は、繰越欠損金に係る評価性引当額の増加であります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額
 当事業年度(2023年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(※)	—	—	—	15,067	—	584,732	599,800
評価性引当額	—	—	—	△15,067	—	△584,732	△599,800
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引(解約不能のもの)

(借主側)

未経過リース料

1年以内 245,216千円

1年超 —

合計 245,216千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃借によるものであります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については金融機関からの借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客及び取次店の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日でありませ

ず。短期借入金、預り保証金、長期借入金及びリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程及び債権管理規程に従い、営業債権について管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

ii 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

iii 市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

変動金利の借入金の金利変動リスクについては、随時市場金利の動向を監視しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)敷金及び保証金	238,287	238,343	55
資産計	238,287	238,343	55
(1)長期借入金	249,765	249,765	－
(2)リース債務	4,675	4,674	△0
負債計	254,440	254,439	△0

(注) 1. 現金及び預金、売掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、預り保証金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額と近似することから注記を省略しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,846,178	－	－	－
売掛金	469,652	－	－	－
敷金及び保証金	233,162	5,125	－	－
資産計	3,548,993	5,125	－	－

(注)3. 借入金その他有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
短期借入金	250,000	—	—	—
預り保証金	243,501	—	—	—
長期借入金	65,916	183,849	—	—
リース債務	2,519	2,155	—	—
負債計	561,936	186,004	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	238,343	－	238,343
資産計	－	238,343	－	238,343
長期借入金	－	249,765	－	249,765
リース債務	－	4,674	－	4,674
負債計	－	254,439	－	254,439

(注)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、敷金及び保証金の金額を当該貸借見込期間に見合った国債の利率を基にした一定の割引率により現在価値に割引計算した金額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

② 長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、新規に同様の借入又はリースを行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

ただし、変動金利による長期借入金については、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益認識の時期別に分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。なお、その他の収益はありません。

当事業年度(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：千円)

	売上高
ストック収益	3,097,795
フロー収益	96,726
顧客との契約から生じる収益	3,194,521
外部顧客への売上高	3,194,521

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上の「売掛金」になります。

契約負債は、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債の残高に含まれていた額は、35,822千円であります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	376,661	469,652
契約負債	35,822	42,301

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年超の重要な契約がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない金額はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	川合 弘毅	被所有 直接0.54%	当社 取締役	新株予約権の 行使 (注)	11,958	-	-

(注)2019年11月15日の取締役会決議及び2020年2月14日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、一株当たりの払込金額に乗じた金額を記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 96円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 13円32銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

(追加情報)

(子会社の設立)

当社は、2023年11月24日開催の取締役会において、ベトナムのハノイ市に子会社を設立することを決議し、2024年3月にSPIDERPLUS VIETNAM CO., LTD. (仮称) を設立予定です。

監査報告書

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年2月28日

スパイダープラス株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村憲一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中瀬朋子	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スパイダープラス株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年1月1日から2023年12月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年2月28日

スパイダープラス株式会社 監査役会
常勤監査役 麻生修平 ㊟
社外監査役 戸澤晃広 ㊟
社外監査役 佐々木義孝 ㊟
以上

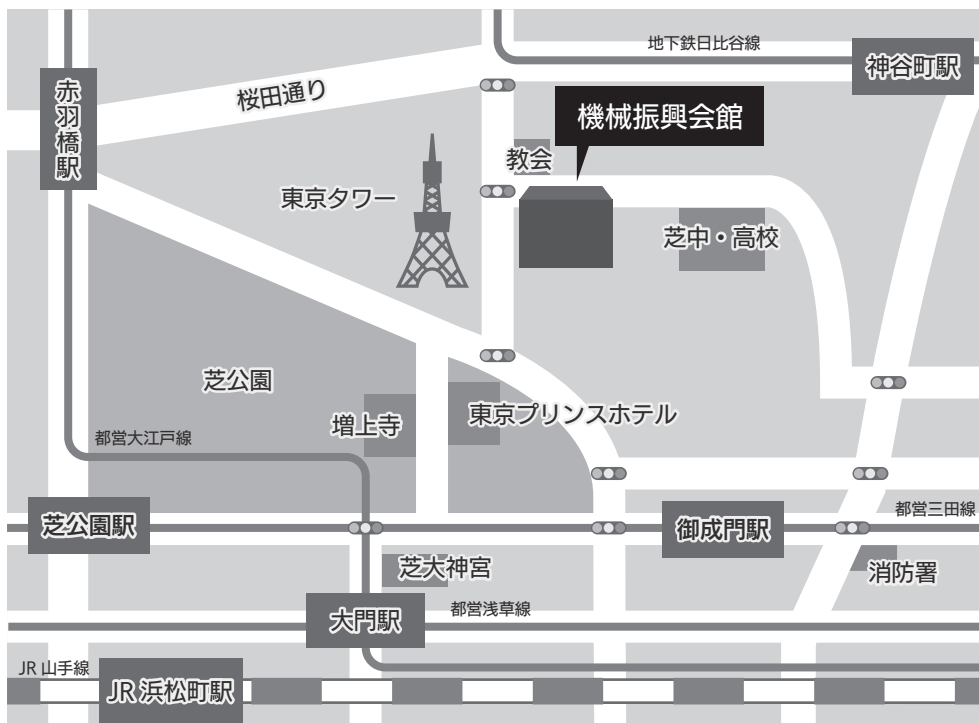
定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区芝公園三丁目5番8号
一般財団法人機械振興協会
機械振興会館 B 2階ホール
TEL：03-3434-8216～7

交通

東京メトロ日比谷線	神谷町駅下車	徒歩 8分
都営地下鉄三田線	御成門駅下車	徒歩 8分
都営地下鉄大江戸線	赤羽橋駅下車	徒歩 10分
都営地下鉄浅草線・大江戸線	大門駅下車	徒歩 10分
J R山手線・京浜東北線	浜松町駅下車	徒歩 15分



※専用の駐車場をご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。